

リチウムイオン電池の対韓輸出に日本の試験機関が活用可能に - NITE が(財)電気安全環境研究所(JET)を認定 -

- ◆ 来年1月からの実施が予定されている韓国のリチウムイオン電池の輸入・販売規制に対して、日本国内での試験により輸出することが可能となる。
 - ◆ これは、韓国の安全技術基準による試験について独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE、本部:東京渋谷区、理事長:安井至)が財団法人電気安全環境研究所(JET)を認定したことによるもの。
 - ◆ この結果、リチウムイオン電池に加えてパソコン等のリチウムイオン電池搭載機器についても、来年1月以降も日本国内での試験結果を用いて韓国への輸出継続が可能となる。
-
- 既に報じられている通り、韓国では、来年1月より国内において販売するリチウムイオン電池(単電池セル、および電池)に対して韓国の規格(韓国法令「品質経営及び工産品安全管理法」自律安全確認安全基準付属書5)に基づく安全性試験に合格したものであることが求められる。
 - 当初は本年春からの実施が予定されていたものの、日本を含む諸外国からの要請等もあり、開始時期を来年1月まで延期することとなったもの。併せて、試験自体についても、日本等、韓国外で実施したものを一定の条件の下で受け入れる方式となった。
 - 韓国国外、特に日本で実施された試験の受け入れ条件については、経済産業省が韓国技術標準院(KATS)と交渉を行い、以下の諸点が確認されている。
 - 試験を行う機関は ILAC(国際試験所認定協力機構)相互承認に参加している認定機関により、ISO/IEC17025^{*}に適合した試験所であることを認定されていること。
 - 認定される試験は韓国の安全基準に基づくものであること。
 - 日本の試験所は、認定を受けた後、韓国政府の指定する認証機関のいずれかと試験証明書の受け入れに関する契約を締結する。
 - この契約に基づき、日本の試験所の試験結果により、試験を受けたりチウム電池の韓

国への輸出、韓国内での販売・使用が許可される。

- 上記の確認に基づき、NITE 認定センターは、韓国の安全基準に基づいた試験所認定プログラムを8月より開始した。これ以前にも、既にJIS(日本工業規格)に基づいたリチウムイオン電池の安全試験についての認定・登録を1機関について行っていたものの、一部韓国の安全基準と整合しない部分があったため**、新たに韓国の安全基準での認定を開始したものである。
 - このプログラムに対し(財)電気安全環境研究所より申請があり、2日間の現地確認を含む審査を実施した結果、同研究所が、韓国の安全基準に基づく試験を ISO/IEC17025 に適合したマネジメントシステムのもとで実施できることが確認できたため、10月29日付で認定し、その後その内容について公表したものである。
 - 以上により、リチウムイオン電池、及び、リチウムイオン電池を搭載した製品を、日本国内での試験により、韓国へ輸出することが、来年1月以降も可能となった。
- * ISO/IEC17025 国際標準化機構 (ISO)と国際電気標準会議 (IEC)が共同で作成した規格「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
- ** JIS 規格においては高温試験は 70℃で行うが、韓国の安全基準では 90℃。

連絡先: 製品評価技術基盤機構 認定センター 試験認証認定課 菊池・高岡

Tel: 03-3481-1939

Fax: 03-3481-1937

e-mail: iajapan-info@nite.go.jp